

寄附金控除及び寄附金特別控除の説明

個人・法人が公益財団法人鹿児島県交通安全協会に寄附を行った場合、一定の控除を受けることができます。

詳細については下記のとおりです。

控除を受けられる方は、寄附金(会費)を納入していただいたときに窓口で発行された「領収書」「税額控除に係る証明書」の添付義務がありますので、確定申告の時期まで大切に保管しておいてください。

記

個人	所得税	A 寄附金控除 (所得控除)	次の算式により算出された額が「所得控除」として、所得から控除されます。 次のいずれか低い金額－2,000円＝所得控除額 1 その年に支出した特定寄附金の額の合計額 2 その年の総所得金額等の40%
		B 寄附金特別控除 (税額控除)	次の算式により算出された額が「税額控除」として、所得税から控除されます。 寄附金税額控除額＝次の1又は2のいずれか少ない額(100円未満の端数切捨て) 1 (税額控除対象寄附金の額の合計額(注1)－2,000円(注2))×40% 2 所得税の額の25%に相当する額 注1 寄附金額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が限度となります。ただし、税額控除対象寄附金以外の特 定寄附金がある場合には、総所得金額等の40%相当額からその特定寄附金の額を控除した残額が限度となります。 注2 税額控除対象寄附金以外の特 定寄附金がある場合には、2,000円からその特定寄附金の額を控除した残額となります(その特定寄附金の額が2,000円以上の場合は「0」となります。)
		A寄附金控除(所得控除)かB寄附金特別控除(税額控除)の <u>どちらか有利な方</u> を選択し、控除を受けられます。どちらも確定申告が必要です。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。	

法人	損金算入	公益財団法人鹿児島県交通安全協会に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で、「特別損金算入限度額」を上限として損金算入とすることができます。 ※ 確定申告書に寄附金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。 詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。
----	------	---

鹿交企第81号  
平成30年5月2日

公益財団法人  
鹿児島県交通安全協会  
理事長 川畑 英樹 殿

鹿児島県知事  
三反園 訓



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成30年5月2日 から 平成35年5月1日まで